

令和元年度 みやこ町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めるものとする。

2 適用範囲

この方針はみやこ町の町機関（出先機関を含む。以後、各課等という。）に適用する。

3 調達の対象となる施設

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく次の施設
 - ① 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ② 就労移行支援事業所
 - ③ 生活介護事業所
 - ④ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - ⑤ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく助成を受けている小規模作業所

4 調達する物品等

障害者就労施設等から調達する物品等は以下のとおりとする。

- (1) 物品
 - 事務用品、記念品、贈答品、食料品等
- (2) 役務
 - 清掃、施設管理、除草作業、資源回収、分別、仕分け、発送等

5 調達目標

本町の令和元年度調達目標は、4に定める物品等について、前年度実績を上回ることを目標として、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

6 調達推進体制

この方針に関する担当課は子育て・健康支援課とする。

7 調達の推進方法

- (1) 担当課は、障害者就労施設等から提供可能な物品等について、調達に必要な情報を収集し、これらの情報をもとに各課等に対して情報提供を行う。

- (2) 各課等は、障害者就労施設等への発注が前年度実績を上回るよう、発注可能な物品等については積極的に注文を行う。なお、仕様や納期については、可能な限り、障害者就労施設等の特性に配慮するものとする。また、障害者就労施設等からの物品等の調達の際は、町内に所在する施設を優先する。
- (3) 各課等は予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定及びみやこ町財務規則等に基づき障害者就労施設等との随意契約を積極的に活用する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく実績をとりまとめ、町ホームページ等により公表する。

附 則

本方針は、令和元年8月1日から施行する。